

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 企 発 第 9 0 号
佐 本 交 指 発 第 7 6 号
佐 本 規 制 発 第 8 7 号
佐 本 運 免 発 第 1 2 8 号
令 和 6 年 4 月 2 4 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

有 効	令和12年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

自家用車活用事業に係る道路交通法上の取扱い等について（通達）

本年3月29日、国土交通省物流・自動車局長から各地方運輸局長等宛てに、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日付け国自安第181号ほか。以下「許可基準等通達」という。）が別添1のとおり発出され、本年4月から、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第78条第3号の規定に基づき、「タクシーが不足する地域、時期及び時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送」（以下「自家用車活用事業」という。）の運用が開始されることとなった。

自家用車活用事業に係る道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）上の取扱い等は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

1 自家用車活用事業の概要

自家用車活用事業は、運送法第78条第3号の規定に基づき、タクシーが不足している地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を国土交通省が指定していること等の基準を満たす場合が同号の「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に該当するとして、同号の規定による国土交通大臣の許可を受けたタクシー事業者（同法第4条第1項の規定による一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項に規定

されるハイヤーを使用して当該事業を行う法人を含む。)をいう。以下同じ。)により行われる有償運送である。自家用車活用事業においては、タクシー事業者の事業用自動車のほか、タクシー事業者又は自家用車活用事業に係る運転者（以下「自家用車ドライバー」という。）の自家用自動車（以下「自家用車」という。）が用いられる。

許可に付する条件として、自家用車活用事業に用いられる車両については、自家用車活用事業において使用されている間は、自家用車活用事業の用に供するものである旨を外部に表示し、事業者名を外部から把握できるよう措置を講ずることとされているほか、タクシー事業者は、事業者名、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させることとされている。

また、タクシー事業者は、「自家用車活用事業における運行管理について」（令和6年3月29日付け国自安第182号。別添2）及び「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日付け国自整第283号。別添3）に基づき、運行管理及び車両の整備管理を行うこととされている。

許可に付する条件に違反した場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号ほか。別添4）に準じて許可の取消し等を行うこととされている。

詳細については、許可基準等通達を参照すること。

2 法上の取扱い

(1) 法上の使用者に関する規定の適用

自家用車については、自家用車活用事業において使用されている間は、その使用実態等を踏まえ、タクシー事業者が法上の使用者に当たることとなる。

したがって、その間に当該自家用車を用いて行われた行為については、当該タクシー事業者が法上の使用者に関する規定の対象となり、例えば、法第108条の34の規定による通知については、当該タクシー事業者及び各地方運輸局等が対象となるので、これらの規定を適切に運用すること。

なお、前記1のとおり、自家用車活用事業に用いられる自家用車は、自家用車活用事業において使用されている間、許可基準等通達3(1)③に基づき、自家用車活用事業の用に供するものである旨の外部表示がなされることとなるため、自家用車活用事業において使用されているか否かについては、原則として、当該表示により判断すること。

(2) 第二種免許の要否

自家用車活用事業は、運送法第78条第3号の規定による許可を受けて行われるものであり、同法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業には当たらない。

したがって、自家用車活用事業に従事する運転者については、法第86条第1項の規定により、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する際に必要とされている第二種免許を受けていることは求められないこととなり、自家用車活用事業に従事する運転者は、第一種免許又は第二種免許のいずれかを保有していることとなるので、留意すること。

(3) 交通規制上の取扱い

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第二備考の規定により、道路標識に記載される「タクシー」については、「道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車」と定義されているところ、前記2(2)のとおり、自家用車活用事業は、旅客自動車運送事業に当たらないことから、一般乗用旅客自動車運送事業にも当たらないこととなる。

したがって、補助標識に記載される「タクシー」には、自家用車活用事業において使用されている車両は含まれないこととなるので、留意すること。

3 自家用車活用事業に係る法違反等及び交通事故の報告

自家用車活用事業に係る法違反等及び交通事故については、別途指示するところにより、報告を求めることとしているので、遺漏のないように対応すること。

(別添省略)